

【Q&A】集団指導についてよくある質問

Q.1 ホームページに昨年度の集団指導の情報が表示されていて、今年度分を見ることができない。

A.1 ページの再読み込み(リロード)をお願いします。

なお、令和7年度から、介護保険サービス事業者等集団指導のホームページアドレスは新しくなっています。

Q.2 通知文が複数届いたが、なぜか。

A.2 事業所ごと(サービスごと)にお送りしています。

Q.3 複数サービスの指定を受けている場合、電子申込システムの回答は事業所ごとなのか。

A.3 事業所ごと(サービスごと)の回答をお願いします。

Q.4 休止中の場合も電子申込システムでの回答は必要か。必要な場合、誰が資料等の確認を行えばよいか。

A.4 休止中の場合は、集団指導の対象になるため提出が必要です。資料の確認は、事業所が再開されたときに内容を伝達できる方(法人代表者、管理者など)が望ましいです。

Q.5 みなしの医療機関であるが、電子申込システムの回答は必要か。

A.5 集団指導の実施通知の通り、医療系のみなし事業者(医療保険の指定医療機関である訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導(介護予防含む))については、電子申込システムの回答は不要です。

Q.6 自主点検表は提出しなければならないのか/どのように提出したらよいのか。

A.6 自主点検表の提出は不要です。自主点検の際に、ご活用ください。

Q.7 電子申込システム以外の方法で回答することはできるか。

A.7 電子申込システム以外での回答はできません。

Q.8 電子申込システムで回答する際、「利用者登録」をしなければならないのか。

A.8 利用者登録は必須ではありません。利用者登録をせずに、電子申込システムを利用することが可能です。

Q.9 電子申込システムで回答した後、入力内容に誤りがあった場合どうすればよいか。

A.9 福祉指導監査課 高齢事業者係へご連絡ください。

Q.10 電子申込システムで回答できたか、わからない。

A.10 電子申込システムで回答が完了した場合、受付完了メールが届きますので、ご確認ください。

※回答したが、完了受付メールが届かない場合は、迷惑メールの設定でブロックされている可能性があります。

Q.11 電子申込システムで回答しなかった場合や、回答に不備があった場合どうなるのか。

A.11 未回答や回答に不備があった場合は、個別に電話等で連絡します。期限内に回答したことが確認できない事業所等については、集団指導に欠席とみなし、後日個別指導を実施することがあります。